東京都歯科
健康保険組合ニュース

皆様でご覧ください　　平成26年1月

●新年のご挨拶（2ページ）

●平成26年　健保の展望（3ページ）
国民の健康寿命の延伸をテーマにした
予防・健康管理の推進に期待

●医療費控除（4-5ページ）

●ジェネリック医薬品で薬代の節約を！／
健康保険組合からのお知らせ（6ページ）

●ラフォーレ倶楽部ゴールデンウィークの申し込み／
ラフォーレ倶楽部「箱根強羅 湯の棲」誕生／
ラフォーレ＆松尾ゴルフ倶楽部
ご利用キャンペーンのご案内（7ページ）

●組合日誌・公告・組合事業概況（8ページ）

組合日誌　平成25年10月から平成25年12月まで

25.11.12　理事会

■議案事項

1. 財産の管理に関する件
2. 第128回組合会開催に関する件
3. 職員給与に関する件
4. 規約変更に関する件

25.12.10　理事会

■議案事項

1. 平成26年度予算大綱に関する件

■協議事項

1. 第4回組合運営研究委員会の開催について

公告

事業所編入による組合規約の一部変更がありましたので公告します。　　理事長　髙橋 哲夫

みたに歯科医院	練馬区石神井台 7-6-10
藤井かおる歯科医院	西東京市住吉町 4-8-6
ふたば歯科・矯正歯科	調布市西つつじヶ丘 3-14-1
アラナ矯正歯科広尾	港区南麻布 5-15-16
石井矯正歯科	新宿区市谷八幡町 12-1
医療法人財団　興学会	港区新橋 6-2-1
おおさわ歯科クリニック	墨田区八広 1-22-6
医療法人社団 パーク・アベニュー矯正歯科	町田市原町田 4-15-10
医療法人社団　口福会	江東区大島 6-10-16
医療法人社団　宏学会	世田谷区上馬 1-32-12
カネシマ歯科	荒川区荒川 3-61-4
東板橋歯科クリニック	板橋区板橋 4-62-6
元麻布ファミリエデンタルクリニック	港区元麻布 3-1-30
大曾根歯科医院	千代田区三崎町 2-19-9
伊皿子おおね歯科医院	港区高輪 1-5-21
歯科仲井診療所	中野区中野 3-31-7
医療法人社団　開成会	江戸川区南葛西 4-11-10
医療法人社団　誠穣会　江本歯科	世田谷区桜 3-7-20
医療法人社団 衛清会　かわらい歯科医院	練馬区大泉学園町 5-6-5

厚生労働省関東信越厚生局による実地（総合）監査がありました

平成25年10月17日、厚生労働省関東信越厚生局による組合事業全般の実地（総合）監査が実施され、会計諸帳簿、証拠書類、諸規程の整合性、各種届出書等についての確認がなされました。

監査結果につきましては、事務処理上の取扱いにおいて、細かな指摘はありましたが、総体的に概ね良好との評価をいただきました。

今後も、役職員一同、適正な事業運営に努めてまいります。

組合事業概況

（平成25年10月末現在）

事業所数		3,914	件
被保険者数	男	4,184	人
	女	7,716	人
	合計	11,900	人
被扶養者数	男	2,213	人
	女	3,779	人
	合計	5,992	人
平均標準報酬月額	男	545,602	円
	女	281,654	円
	平均	374,457	円

当組合のホームページをぜひご活用ください！

アドレス
http://www.t-shikakenpo.or.jp/

健康保険のしくみや各種補助金のご案内など、役立つ情報が満載！
各種申請書もダウンロードできます！

皆様からのご質問・ご意見・投書をお待ちしています。

発行元　東京都歯科健康保険組合　〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-11-11　TEL（3918）7511　FAX（3918）0588

新年のご挨拶

東京都歯科健康保険組合
理事長　髙橋 哲夫

あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

健康保険組合を取り巻く情勢は依然として厳しく、人口の高齢化や医療の高度化による医療費の増大に加え、高齢者医療制度への納付金負担が財政の重荷となっています。全国の健康保険組合の保険料収入に対する納付金の負担割合は、平成25年度予算の平均で46％にも上っており、本来の役割である保健事業に充てる財源にまで影響を及ぼしている状況です。

このようななか、政府は社会保障と税の一体改革に向け、社会保障制度改革国民会議において議論を進め、昨夏に報告書が取りまとめられました。現在、報告書の内容・方向に沿って関連法案の改正準備が進められているところです。健康保険組合に関わる内容としましては、70～74歳の患者負担割合の見直しなどの対策がみられるものの、健康保険組合の財政難の主因である納付金負担の軽減という点においては、何の対策もとられていないと言わざるを得ません。引き続き現役世代の負担軽減と持続可能な医療保険制度の再構築の実現を求めてまいります。

また、政府は昨年、成長戦略（日本再興戦略）として、すべての健康保険組合に取り組みを求める「データヘルス計画」を盛り込みました。これは、健康保険組合がもっている加入者の受診記録や特定健診・特定保健指導のデータを活用し、病気の重症化予防対策など、皆様一人ひとりに合った健康サポートを効果的・計画的に実施しようとするものです。健康保険組合にとりましては新しいチャレンジとなりますが、医療費の適正化につながると期待されている計画です。当健康保険組合におきましても、予定されている平成27年の事業開始までしっかりと準備を進めていく所存です。

最後になりますが、平成24年12月にご逝去されました浅野紀元前理事長の遺志を引き継ぎ、役職員一同、皆様の健康向上のための保健事業を積極的に展開し、当健康保険組合のさらなる発展に全力で努めてまいります。

皆様におかれましては、本年も健康で実り多き年となりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

国民の健康寿命の延伸をテーマにした
予防・健康管理の推進に期待

国際医療福祉大学大学院教授　水巻 中正

急増する高齢者の医療費
現役世代の負担は限界に

少子高齢化、医療技術の高度化などによって、平成26年の健康保険組合を取り巻く環境は引き続き厳しくなるものと予想されます。昨年8月に社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書は期待されていた内容にはほど遠く、今後もさらに議論が必要となります。消費増税については、予定どおり消費税率を平成26年4月に現行の5％から8％に引き上げることになったものの、経済の再生と財政の健全化を同時に達成できるかどうか、先行きは不透明です。

国民会議の報告書は時間の制約もあって、肝心の高齢者医療制度のあり方や給付と負担の関係について踏み込めませんでした。現在、65歳以上の高齢者1人を現役世代（20～64歳）2・4人で支えていますが、将来は1人が1人を支える社会になる見込みです。平成24年度の概算医療費は38・4兆円（前年度比1・7％増）。70歳未満の1人当たりの年間医療費は18・1万円に対し、70歳以上は80・4万円、75歳以上では91・5万円に上ります。急増する高齢者の医療費は現役世代が納める「後期高齢者支援金」「前期高齢者納付金」などによって支えられていますが、現役世代の負担は限界に達しています。

国民皆保険制度の維持には
思い切った改革が必要

平成24年度の健康保険組合決算見込みでは、7割強の組合が赤字を計上し、赤字額は全体で2976億円です。過去最高の609組合が保険料率を引き上げたにもかかわらず、支援金・納付金の負担額が増え、その額は計3兆132億円に上り、保険料収入の45・5％を占めています。平成27年度には団塊の世代全員が前期高齢者になることを考えると、このままでは健康保険組合の財政はパンクしかねません。

国民はアベノミクス下の社会保障と税の一体改革の行方を注視しています。なかでも、高齢者医療制度や介護保険制度をどのようにして持続安定化させ、現役世代の負担を軽減し、公費を投入する道筋を構築するか。懸案の患者負担を軽減する高額療養費制度の見直しは、70～74歳の窓口負担2割への引き上げとセットで考えられています。思い切った改革をしなければ、国民皆保険制度や高齢者をケアする制度そのものが維持できなくなるでしょう。国は『国民の健康寿命の延伸』をテーマにした予防・健康管理の推進を掲げています。「データ分析」の方向性・重要性を明示し、医療保険者にデータ提供を義務づけ、保健事業のエビデンスとして活用することを期待しています。

（注）掲載内容については、平成25年12月6日現在の情勢に

医療費が高額になった方はぜひご活用を

医療費控除

医療費控除とは、1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が、家族分も含めて10万円を超えたとき、確定申告をすることで所得税の一部が戻ってくる制度です。

医療費控除の対象となる「医療費」は、健康保険の適用よりも幅広く認められています。

まずは家族の領収書を整理しましょう

医療費控除を受けるためには、病院や薬局からもらった領収書が必要です。家族全員分の領収書を必ずとっておき、医療を受けた人ごとに病院別・薬局別にひとまとめにしておくと便利です。なお、健康保険組合から送られる医療費通知は領収書の代わりにはなりませんので、ご注意ください。

対象となる医療費を計算しましょう

皆様や生計を共にするご家族が、1年間（1月1日～12月31日）に支払った医療費の合計額を計算してみましょう。

控除の対象となる医療費には、医師に支払った治療費だけでなく、薬局で購入した市販薬や病院までの交通費（マイカーで行ったときのガソリン代や駐車料金は除く）なども含まれます。しかし、健康診断・人間ドックなどの費用や予防接種の費用、美容整形、健康増進のために購入した栄養ドリンクやビタミン剤などは対象外です。

控除の対象となる医療費の例

- ●医師や歯科医師に支払った医療費
- ●かぜ薬など治療のために購入した市販薬の費用
- ●通院費用、医師の往診費用
- ●歯科の保険外費用（特殊なものは除く）
- ●視力回復レーザー手術（レーシック手術）にかかる費用
- ●妊娠時から産後までの診察と出産費用
- ●入院時の食事療養・生活療養にかかる費用
- ●治療のためのあんま・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの施術料
- ●医師による診療・治療を受けるために直接必要な義手・義足・松葉づえ・義歯などの購入費
- ●医師による診療・治療を受けるために直接必要なコルセットなどの医療用器具の購入費
- ●医師の証明がある6ヵ月以上の寝たきりの人のおむつ代
- ●介護保険制度の施設・居宅サービス費用の一定額（医療に関連するもの）
- ●骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんにかかる患者負担金
- ●日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあっせんにかかる患者負担金
- ●特定保健指導のうち一定の積極的支援の対象者が負担する特定健診・特定保健指導にかかる費用

など

控除の対象とならない医療費の例

- ●健康診断、人間ドックの費用
- ●ビタミン剤、体力増強剤など、健康増進のための保健薬や健康食品の購入費用
- ●自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代
- ●美容目的での整形手術や歯列矯正の費用
- ●妊娠検査薬や妊娠用下着の購入費
- ●医師への謝礼

など

控除金額の計算式とポイント

生計を同じくしている家族・親族の医療費を合計します

（1月から12月までに支払った医療費 － 給付金・保険金等） － 10万円または所得総額の5%〔いずれか少ないほう〕 ＝ 医療費控除額〔最高限度額200万円〕

- 1/1～12/31までに実際に支払った医療費の自己負担分を合計します。
- 健康保険から給付される高額療養費や出産育児一時金、生命保険会社や損害保険会社から給付される入院給付金などは差し引きます。

医療費控除額 × 所得税率（所得に応じて5～40%） ＝ 還付される金額

申告の手続きは税務署または e-Taxで

手続きは、住民票のある地域の税務署または e-Tax（国税電子申告・納税システム）で行います。税務署で申告する場合には、給与の源泉徴収票（原本）、印鑑、医療費や薬代などの領収書（原本）、還付される税金の振込先の銀行口座の番号等を用意して行きましょう。

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日まで（平成26年の場合は、2月17日から3月17日まで）となっていますが、医療費控除（還付申告）だけならば1月から手続きできます。また、5年前までさかのぼって申請することも可能です。

e-Tax　http://www.e-tax.nta.go.jp/

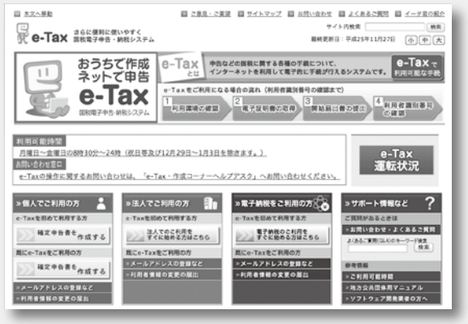

※詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品で薬代の節約を！

同じ成分・効き目をもちながら、先発医薬品よりも価格が２～８割安いジェネリック医薬品。かぜなどの軽い病気や、薬の服用期間が短い病気にも、ジェネリック医薬品はたくさんあります。「切り替え可能なら、薬はジェネリック」を心がけて、家計の負担を減らしましょう。

例

花粉症
（１日１錠、３ヵ月間服用した場合）

先発医薬品	ジェネリック医薬品
3,942円	818円

➡ 3,124 円安い

細菌感染によるかぜ（抗生物質）
（１日２錠を５日間、家族で年５回服用した場合）

先発医薬品	ジェネリック医薬品
1,371円	543円

➡ 828 円安い

胃潰瘍（いかいよう）
（１日１錠、８週間服用した場合）

先発医薬品	ジェネリック医薬品
2,570円	850円

➡ 1,720 円安い

帯状疱疹（たいじょうほうしん）
（１日10錠、７日間服用した場合）

先発医薬品	ジェネリック医薬品
7,970円	1,107円

➡ 6,863 円安い

＊上記は３割負担の薬代のみの金額です。このほか、薬の処方に必要な各種費用がかかります（2013 年８月現在）。
＊先発医薬品ともっとも安いジェネリック医薬品とを比較しています。

注意！

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の治療上の方針により、ジェネリック医薬品を利用できない場合もあります。

自分の薬のジェネリック医薬品を調べてみよう

現在服用している薬にジェネリック医薬品があるかどうかを知りたいときは、日本ジェネリック医薬品学会のホームページ「かんじゃさんの薬箱」で手軽に調べることができます。ぜひ活用しましょう。

かんじゃさんの薬箱　http://www.generic.gr.jp/

健康保険組合からのお知らせ

■インフルエンザ予防接種 補助金について

市区町村の補助金を受けた場合は、当組合の補助金の対象外になります。接種前に医療機関へご確認ください。

また、補助金請求書は振込手数料削減のため、できるだけ医院で取りまとめて一括でご請求いただくようお願いいたします。

■保険料総額の お知らせについて

２月からの確定申告のため、当組合では毎年、個人事業主の皆様に１年間に納入していただいた保険料の総額をお知らせしております。平成 25 年分につきましては、２月３日の発送を予定しております。

法人会員制ホテル　ラフォーレ倶楽部

ゴールデンウィークの申し込みについて

「ラフォーレ倶楽部」のゴールデンウィーク期間のお申し込みは下記のとおりとなっています。

対象期間	＜宿　泊＞　2014 年４月 27 日（日）～５月５日（月）泊 ＜ゴルフ＞　2014 年４月 27 日（日）～５月６日（火）プレイ
受付方法	全施設　※エントリー受付は行いません。 【通常受付】　宿泊・ゴルフともに全期間通常方法にて受付いたします。 ・４月利用分は2013年12月２日（月）９：00より通常方法にて受付中 ・５月利用分は2014年１月６日（月）９：00より通常方法にて受付
キャンセル料発生日	・2014 年５月３日（土）～５月５日（月）利用のご予約については、2014 年４月 18 日（金）17：00 より ・上記以外のご予約については、ご利用日の前週同曜日 17：00 より

※ 通常受付のご予約は各ホテルまたは Web サイトへ

2014年4月18日オープン！

ラフォーレ倶楽部「箱根強羅 湯の棲（すみか）」誕生

「リゾートホテル　ラフォーレ強羅」は装い新たに「ラフォーレ倶楽部　箱根強羅　湯の棲」へ。
明星ヶ岳を望む温泉露天風呂付のお部屋をはじめ、
和モダンの洗練された空間でおくつろぎいただけます。

2014 年４月 18 日～５月 31 日に宿泊された方には、抽選でラフォーレリゾートホテルの１泊２食付ペア宿泊券が当たるキャンペーンが実施されます。詳細は www.laforet.co.jp へ。

2013 年 12 月２日（月）より予約受付中

※写真はイメージです。

ご予約・お問い合わせは 箱根強羅 湯の棲　0460-86-1489

ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部

ご利用キャンペーンのご案内

（旧）松尾ゴルフ倶楽部としてオープンしてから 20 年を迎え、高級ゴルフ倶楽部として高い評価を得ている「ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部」。お得にご利用いただけるこの機会を、ぜひご活用ください！

期　　間　2014 年１月２日（木）～３月 21 日（金）
キャンペーン料金　キャディー付／昼食限定メニュー付
土日祝日 ￥16,500　平日 ￥11,350
（通常料金　土日祝日￥26,050　平日￥15,500）

ご予約：ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部　営業担当・田畑（タバタ）
☎0479－86－6400 または ☎080－1004－0257
mail: kozo.tabata@matsuogolfclub.jp

ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部　〒289-1512　千葉県山武市松尾町 1563
（アクセス）東京都心より約１時間。千葉東金道路・松尾横芝 IC より約２分（約 800 メートル）